

# 議 事 録

第 18 期名護市農業委員会  
第 24 回 総 会

令和 7 年 8 月 29 日 (金)

名護市農業委員会 第24回総会

開催日時 令和7年8月29日(金) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	玉城 康成	◎	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	金城 秀安	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	欠
25番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第145号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第146号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
  - 第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第149号 非農地証明願について
  - 第150号 農用地利用促進計画案に係る意見について
  - 第151号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(開会)

局長 おはようございます。時間になりましたので第 18 期第 24 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名人は 10 番、11 番お願いします。農業委員は全員出席となっております。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。それでは第 18 期第 24 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 145 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 145 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 145 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、資料には 13 件ありますが、1 件取下げとなっております 12 件の申請が上がっております。また、整理番号 7 番・8 番・11 番は受人が同じに関連した案件となっておりますので最後にまとめて説明いたします。

整理番号 1 番、為又の 1 筆。地域計画外、農振農用地外、面積 826 m<sup>2</sup>、所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物はタンカンとなっております。

整理番号 2 番、田井等の 1 筆。地域計画内、担い手今後検討。農振農用地内、面積 1,887 m<sup>2</sup>、賃借権、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物はお茶となっております。お茶については、すでに作付けされているのを引き継ぐ形になります。

整理番号 3 番、親川の 1 筆。地域計画内、担い手今後検討。農振農用地内、面積 1,442 m<sup>2</sup>、使用貸借権、規模拡大。従事日数は本人 250 日、予定作物はアップルバナナ、ユリとなっております。申請人は知人同士で、譲渡人が自分では土地を管理できないとの事で土地の管理目的での使用貸借権となっております。

整理番号 5 番、屋部の 1 筆。地域計画内、担い手今後検討。農振農用地外、面積 5,299 m<sup>2</sup>、所有権移転、新規就農。譲受人の法人は、会社社長の所有地で栽培された観葉植物の販売を行っていましたが、今回法

人として農地を新たに取得することによって新規就農となっております。従事日数は従業者4名それぞれ276日、予定作物は観葉植物で、観葉植物はすでに作付けされているのを引き継ぐ形になります。

整理番号6番、勝山の2筆。2筆とも地域計画外、農振農用地内、合計面積682㎡、所有権移転、規模拡大。従事日数は本人300日、妻100日、子100日、予定作物はシークワサーで、シークワサーはすでに作付けされているのを引き継ぐ形になります。

整理番号9番、久志の1筆。地域計画内、担い手今後検討。農振農用地内、面積487㎡、所有権移転、規模拡大。従事日数は本人150日、父150日、予定作物は野菜となっております。現地を確認したところ遊休地となっておりますが、受人が遊休を解消してから営農していくとのこと。

整理番号10番、久志の3筆。1筆は地域計画外、2筆は地域計画内。地域計画内の内、1筆は担い手今後検討、もう1筆は担い手の方から地域計画を変更してもよいという同意書を提出していただいています。合計面積1,233㎡、所有権移転、規模拡大。従事日数は本人300日、妻20日、予定作物はパイン、カボチャ、サトウキビとなっております。

整理番号12番、済井出の2筆。2筆とも地域計画内で担い手今後検討、農振農用地内、合計面積1,979㎡、所有権移転、新規就農。従事日数は本人200日、予定作物は野菜となっております。現地を確認したところ遊休地となっておりますが、受人が遊休を解消してから営農していくとのこと。

整理番号13番、大北4丁目の1筆。地域計画外、農振農用地外、面積534㎡、贈与、規模拡大。従事日数は本人150日、予定作物はバナナで、バナナはすでに作付けされているのを引き継ぐ形になります。贈与に至った理由につきましては、過去に売買を行っていましたが登記等をしていなかった為、贈与という形で所有権移転をすることです。

整理番号7・8・11番、3件とも同じ譲受人になるのですが、この譲受人の自己所有地において、譲受人が役員を務める会社が農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定する農用地区域内における開発行為

の制限に反する開発行為を行っており、これが農地法第3条第2項第1号に規定する不許可事由に該当する為、違法行為を解消してからの申請を案内しましたが、取下は行わないとのことで今回総会にあがっております。申請内容については、議案書をご覧ください。

3条の説明は以上となります。

議長 只今説明がありました議案第145号について何か質疑はありますか。

委員 7・8・11番について、否決相当だと思います。

議長 他にありますか。

質疑が無いようですので、整理番号7・8・11番は否決、それ以外は可決としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第146号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第146号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案146号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月5件の申請がございますが、すべて5条と同時申請となっているので、後ほどまとめて説明いたします。

(議案第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第147号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第147号農地法第4条第1項の規定による許可申請について今月3件の案件がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号1番、呉我の2筆、地目畑、合計面積1,959㎡。転用目的は貸駐車場となっております。申請地近くの2つの会社の駐車場として利用することで確約書を付けていただいております。しかし、懸念事項が1点ござ

います。今回の申請地は令和6年4月に申請人が3条許可で取得した土地で、許可後に計画通りシークワサーとタンカンを栽培していたが土地の性質と合わなくて営農がうまくいかず、その後会社の駐車場として土地の必要性が生じたため転用したいとのことで今回申請があがっております。今現在植え付けしているバナナについては別の場所に移植する計画で理由書を付けていただいております。3条で取得した農地は、3年間は農地として営農するのが望ましいとされていますが、その点に関して法的な根拠はないため否決相当の事由には該当しないと考えております。その為、一部懸念事項があるという意見を付して県に進達するのが最適ではないかというのが事務局の見解です。農地区分は第2種農地、一団の農地0.2haとなっております。

整理番号2番、大南四丁目の1筆、地目田、面積423㎡。転用目的は貸駐車場となっております。現場に砂利が敷かれていた為、始末書を提出していただいております。また、通常貸駐車場や貸資材置場の転用申請の場合には借り受けの確約書を付けていただいておりますが、今回の駐車場の利用者は特定の個人や団体ではなく周辺住民となっております対象者が広いため、確約書の添付は求めておりません。農地区分は第3種農地、都市計画法の用途地域となっております。

整理番号3番、大北三丁目の1筆、地目田、面積290㎡。転用目的は貸駐車場となっております。すでに駐車場として利用されておりましたので始末書を提出していただいております。また、先ほどの2番と同じで駐車場の利用者は周辺住民ということですので確約書の添付は求めておりません。申請地に隣接した土地を駐車場として一体利用するとのことで5条申請も同時に提出されております。農地区分は第3種農地、都市計画法の用途地域となっております。

4条申請の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第147号について、何か質疑はありますか。

委員 1番の懸念事項については意見書をつけるということですか？

事務局 許可相当だが懸念事項があると追記して県へ進達する形になります。

議長 他に意見はありますか。

質疑がないようですので議案第 147 号は、1 番は可決相当だが懸念事項があると意見を付して県へ進達とし、全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 148 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 148 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 148 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 3 件の案件がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番、宮里の 1 筆、地目田、面積 322 m<sup>2</sup>。所有権移転による建築条件付売買予定地の申請となっております。こちらは事業計画変更と同時申請となっております。当初譲渡人が一般住宅を建てる計画で許可を取っていましたが、資金繰りが厳しくなり計画を断念し今回の譲受人に引き継ぐ形となっております。建築条件付売買予定地ということで、譲受人が宅地造成を行った後に買い手を募集し、買い手が決まったら土地を譲り買い手が住宅を建て、買い手が決まらなかった場合は譲受人が住宅を建てるという計画となっております。また、申請地以外に進入路として私道を一体利用する為、承諾書を添付していただいております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.2ha となっております。

整理番号 2 番、為又の 3 筆、地目畑、合計面積 1,076 m<sup>2</sup>。所有権移転による建設業事務所の申請となっております。2 件の事業計画変更と同時申請となっております。その理由といたしましては、当初地主の違う 2 つの土地を譲受人が資材置場として一体利用する計画で 2 件の許可を取っていたので事業計画変更も 2 件の申請という形になっております。また、当初の譲渡人の資材置場としての許可が約 1 年半前となっており、3 年の期間を置かずに事業計画変更で他の人へ譲り渡す形になるので、その点は一部懸念事項と記載して県へ進達してもよいのではないかと思います。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.1ha となっております。

整理番号 3 番、為又の 1 筆、地目畑、面積 331 m<sup>2</sup>。所有権移転による貸資材置場及び貸駐車場の申請となっております。すでにヤードと駐車場とし

て利用されておりましたので始末書を提出していただいております。また、譲受人が代表を務める法人が借り受けすることと確約書も提出していただいております。申請地以外に周辺の土地を一体利用するのですが、地目が原野や雑種地となっており農地法の許可は必要ない土地となっております。農地区分は第2種農地、一団の農地0.1haとなっております。

整理番号4番、古我知の2筆、地目田・畑、合計面積436㎡。所有権移転による一般住宅の申請となっております。こちらも事業計画変更と同時申請となっており、当初譲渡人が一般住宅を建てる計画で許可を取っていましたが、経済状況が厳しくなり計画を断念したとのことです。農地区分は第1種農地となっておりますが、集落接続の例外規定を適用しての申請となっております。

整理番号5番、呉我の1筆、地目畑、面積415㎡。所有権移転による宿泊施設の申請となっております。宿泊施設2棟、駐車場4台分の計画となっており、農地区分は第2種農地、一団の農地0.1haとなっております。

整理番号6番、久志の3筆、地目田・畑、合計面積660㎡。賃借権による駐車場の申請となっております。譲受人が貨物自動車運送事業へ新規進出する為に使用する駐車場とのことです。現場を確認したところすでに一部砂利が敷かれておりましたので始末書を提出していただいております。申請地以外に地目雑種地の隣接地を一体利用することとです。農地区分は第2種農地、一団の農地0.1haとなっております。

整理番号7番、瀬嵩の1筆、地目田、面積486㎡。所有権移転による駐車場の申請となっております。申請地の隣にある学生寮用の駐車場として申請が上がっております。すでに駐車場として利用されておりましたので始末書を提出していただいております。また、今回の譲受人の親会社は違反転用で県から指導を受けており、譲受人は違反転用に関して直接の関係はないので否決相当には当たらないのですが、関連会社ということで信用性に欠けるといふ点が懸念事項となるのではないかとというのが事務局と三役の見解となっております。この点に関しては後ほどご意見いただければと思います。農地区分は第2種農地、一団の農地0.7haとなっております。

整理番号8番、大北三丁目の1筆、地目田、面積589㎡。所有権移転による貸駐車場の申請となっております。4条の3番と関連となる申請です。

こちらもすでに駐車場として利用されておりましたので始末書を提出していただいております。また4条の申請と同じで、周辺住民への貸駐車場ということで確約書は添付しておりません。農地区分は第3種農地、都市計画法の用途地域となっております。

5条の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第148号について、何か質問はありますか。

委員 7番について、親会社の違反転用は改善されているのですか？

事務局 まだ指導している途中で、着工していた工事を止めている段階になります。この後どのような対処をするかはまだ調整中です。

議長 他にありますか。

委員 始末書付きの申請が多数あるが、始末書が付いているということは違反をしているということになるが、その点で許可が下りないということにはならないのか。

事務局 県の許可基準として、転用する為の立地基準を満たしているのであれば許可をするというのがあるので、始末書付きで申請をしている形になります。しかし、申請地が農振内や第1種農地である場合は立地基準を満たしていないので、農業委員会から違反解消の指導をすることになります。

議長 他にありますか。

私から1点よろしいですか。1番について、なぜ建築条件を付けなければならないのか。

事務局 通常、造成のみの転用許可に関しては第3種農地の用途地域しか認められていないが、建築条件付売買予定地にすることで例外的に第2種農地等の転用できる農地での転用が認められます。今回の申請もこの方法を利用している形になります。

議長 他にありますか。

質疑が無いようなので議案第 148 号は、2 番と 7 番は可決相当だが懸念事項があると意見を付して県へ進達とし、全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 149 号 非農地証明願について)

議長 議案第 149 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 149 号非農地証明願について。今月 4 件ございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番、喜瀬の 1 筆、面積 204 m<sup>2</sup>。非農地の理由として、申請地は約 20 年以上前より農地としての利用はなく、高低差もあるため耕作に不向きであるとのことです。現地を確認したところ農地の中央部分は、傾斜はあるが緩やかであり、大きな雑木等もなく平坦部分も多く見られました。現地調査員からもトラクターで入れないほどの傾斜ではなく、農地として活用できるのではないかと意見をいただいております。その為、こちらの申請は否決相当ではないかというのが現地調査・三役の見解です。また、こちらの農地は過去にも非農地証明願の申請をして否決になっており、窓口でもその点を説明して取下げをお願いしましたがどうしても申請したいとのことで今回申請が上がっております。

整理番号 2 番、仲尾次の 1 筆、面積 13 m<sup>2</sup>。非農地の理由として、申請地は小規模な土地で資材置場と水路に挟まれ、樹木が生い茂り約 30 年以上農地としての利用はないとのことです。現地調査員と三役からも、農地としての利用は困難であると意見をいただいております。

整理番号 3 番、饒平名の 1 筆、面積 446 m<sup>2</sup>。非農地の理由として、申請地は約 35 年以上農地としての利用はなく、海沿いに位置し塩害もあるため農地としての有効活用は困難であるとのことです。現地調査でも進入が困難であったため、現地調査員と三役から農地としての利用は困難であると意見をいただいております。

整理番号 4 番、大北四丁目の 1 筆、面積 259 m<sup>2</sup>。非農地の理由として、申請地は進入路のない袋地で約 30 年以上前より農地としての利用はなく原野

化しており農地としての利用は困難であるとのことです。現地調査員からも、農地としての利用は困難であると意見をいただいております。

非農地の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第 149 号について、何か質疑はありますか。

質疑が無いようなので議案第 149 号は、1 番は否決、残りを全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 150 号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 次に議案第 150 号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局から説明をお願いします。

局長 議案第 150 号農用地利用促進計画案に係る意見について、担当より説明いたします。

農地係 整理番号 1 番、饒平名の 1 筆。中間管理機構保有の土地で、地域計画エリア内、賃借期間 8 年 9 ヶ月、予定作物はサトウキビとなっております。地域計画目標地図には別の担い手が位置付けられておりますが、今後は受け手が位置付けられる予定です。受け手の説明を担当委員お願いします。

委員 受け手は、饒平名大堀を中心に経営されており、主にサトウキビを作られています。46 歳と若く、今後も拡大意欲があります。目標地図では、今後受け手に変更することになります。

農地係 整理番号 2 番、饒平名の 1 筆。中間管理機構保有の土地で、地域計画エリア内、賃借期間 1 年 5 ヶ月、予定作物は野菜となっております。地域計画目標地図には別の担い手が位置付けられておりますが、今後は受け手が位置付けられる予定です。受け手の説明を担当委員お願いします。

委員 受け手は、饒平名大堀を中心に経営されており主に野菜を作られてい

ます。39歳と若く、認定新規就農者でもあります。今回の農地はご自身が耕作している向かいの農地となり、集積・集約となります。目標地図では、今後受け手に変更することになります。

農地係 整理番号3番、天仁屋の4筆。地域計画エリア内、賃借期間10年、予定作物は牧草となっております。こちらは更新案件となっております。地域計画目標地図には受け手が位置付けられており、目標地図通りの権利設定となります。受け手の説明を担当委員お願いします。

委員 受け手は、天仁屋を中心に経営されている畜産農家です。天仁屋の農地は牧草を作っています。53歳と若く、県の広域認定農業者です。今回の農地も更新になり、目標地図通りの権利設定となります。

農地係 整理番号4番、伊差川の2筆。地域計画エリア内、賃借期間10年、予定作物はオクラ・ウコンとなっております。地域計画目標地図には受け手が位置付けられており、目標地図通りの権利設定となります。受け手の説明を担当委員お願いします。

委員 受け手は、伊差川・振慶名を中心に主にオクラを耕作しています。今回の農地周辺も受け手が耕作中とのことでした。目標地図通りの権利設定となります。

農地係 説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第150号について、何か質疑はありますか。

質疑がないようですので議案第150号を全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第151号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について)

議長 次に議案第151号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局から説明をお願いします。

局長 議案第151号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、担当

より説明いたします。

事務局           こちらは中間管理機構を通した売買案件となります。

整理番号 1 番、饒平名の 1 筆。地域計画エリア内、予定作物はサトウキビとなっております。買い手の説明は、先ほど議案第 150 号の 1 番で説明した通りです。地域計画の目標地区には、今後買い手が位置付けられる予定です。

説明は以上です。

議長            只今説明のありました議案第 151 号について、何か質疑はありますか。

質疑がないようですので議案第 151 号を全て可としてよろしいでしょうか。

委員            異議なし。

(閉会)

議長            以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これもちまして、第 24 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員(玉城 康成)

玉城康成

署名委員(比嘉 政昭)

比嘉政昭

